

地域公共交通確保維持改善事業

(令和5年度補正:279億円 令和6年度:208億円)

1. 地域公共交通のリ・デザインの加速化

● 共創・MaaSプロジェクト

- AIオンデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ、農業・商業、環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3類型（A・B・C）に応じて支援
- モビリティ「人材」（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援

A 中小都市、交通空白地など

B 地方中心都市など

C 大都市など

2. バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策

● 旅客運送事業者の人材確保

- 2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行う取組を支援
- 女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進等「タクシー不足に対応する緊急措置」の推進

3. 既存の地域交通に対する支援

- 地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化
- 賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化

● 自動運転社会実装推進事業

2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援

● ローカル鉄道の再構築支援

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保に資する取組に対して支援
 ・キャッシュレス・配車アプリ、運行管理システム、EVバス・タクシー導入 等

- 公共交通におけるバリアフリー整備
- 車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進

地域鉄道の安全対策 (令和5年度補正:66億円の内数 令和6年度:45億円の内数)

- 地域鉄道における安全性向上に資する設備整備を支援

訪日外国人受入環境整備 (交通)

(令和5年度補正:244億円の内数 令和6年度:14億円の内数)

公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組に対して支援

- 車両の大型化や荷物スペースの設置、観光車両の導入・改良
- 多言語対応のデジタルサイネージ、デジタルを活用した混雑状況の可視化 等



社会資本整備総合交付金 (地域公共交通関連)

(令和5年度補正:542億円の内数 令和6年度:5,065億円の内数)

- バス停留所や鉄道施設等の施設・設備に対する支援

先進車両導入支援事業

(令和6年度:6億円)

- 鉄道・バスに係るEV車両等の先進的な車両導入・改良を支援

財政投融资

(令和6年度:102億円)

- バス・タクシー・鉄道等のDX・GX投資に対する出融資

地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。
運行の交通モード（鉄道・路線バス・デマンド交通・自家用有償旅客運送・タクシー・航路など）は問いません。

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)*によりその維持・活性化に取り組む実証事業

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
（「共創プラットフォーム」）

【補助対象経費】

- ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
- ・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
- ・実証事業に要する経費

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、
「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」



＜補助率＞ 地域の類型に応じて、メリハリをつけた支援を展開します！（補助上限額：1億円）

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は <u>2 / 3</u>	補助率 <u>2 / 3</u>	補助率 <u>1 / 2</u>

2. モビリティ人材育成事業

地域公共交通のリ・デザインを推進するため、モビリティ人材（交通に関する知見・データ活用のノウハウ・コーディネートスキル等を有する人材）の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

【補助対象事業者】 地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村・交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人等

【補助対象経費】 地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

【補助率・上限額】 定額（上限3千万円）

上記1及び2の応募にあたっては、実施地域の自治体等から推薦を得ていることを要件とします。

※「日本版MaaS推進・支援事業」については、令和6年4月以降に別途公募します。

募集期間 (1次公募) 令和6年2月27日～4月5日16:00
※4月下旬以降、2次公募を予定

問合せ先 事務局（パシフィックコンサルタンツ株式会社）
各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！

採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

地域交通 共創

検索

地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

2. 日本版MaaS推進・支援事業

※赤枠: 今回の公募対象

複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして、デジタルを活用して提供したうえで、データの連携・利活用等により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業

【補助対象事業者】 都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

【補助対象経費】
・交通手段と、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせることで1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する経費
・MaaSの効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費



サービス連携による移動の高付加価値化



新たなモビリティによる移動環境の向上



移動関連データ等の分析・活用



<補助率> 地域の類型に応じて、メリハリをつけた支援を展開します！（補助上限額：1億円）

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は 2 / 3	補助率 2 / 3	補助率 1 / 2

3. モビリティ人材育成事業

地域公共交通のR・デザインを推進するため、モビリティ人材（交通に関する知見・データ活用のノウハウ・コーディネートスキル等を有する人材）の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

※「共創モデル実証運行事業」及び「モビリティ人材育成事業」については、別途二次公募を予定しております。

募集期間 令和6年4月8日～5月10日正午
事務局（パシフィックコンサルタンツ株式会社）
問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！

採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

地域交通 共創

検索

- 地域づくりの一環として行うバスサービス等について、自動運転レベル4の社会実装・事業化を後押しするため、地方公共団体が実施する自動運転の取り組みを支援。
- 令和6年4月5日から5月7日までの間、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を公募中。

（1）募集主体

地方公共団体

（2）公募受付期間

令和6年4月5日（金）～令和6年5月7日（火）

（3）補助対象経費

自動運転システムの開発、それに伴う車両改造、リスクアセスメント調査等

（4）審査方法

当該領域の有識者で構成する審査委員会を設置し、応募書類等に基づいて実施

（5）補助率・採択予定件数

80～90件の事業について必要な経費を補助（応募状況によって補助額・補助率は調整）



自動運転・隊列走行BRTイメージ
(ソフトバンクHPより)

＜対象事業者（イメージ）＞

地方公共団体（都道府県・市町村）及び道路運送事業者等



＜採択の主な考え方＞

- ・ 通年運行開始が見込まれること
- ・ 将来的なレベル4の実現が見込まれること
- ・ 地域公共交通計画に留意していること

※他の自治体との差別化への取り組みとして、通年運行に必要な経費を確保している自治体があれば、審査で留意

＜今後のスケジュール＞

4月5日～5月7日	公募期間
6月上旬	採択自治体決定（予定）
6月下旬	交付決定

地域公共交通再構築調査事業

- 危機的状況にあるローカル鉄道について、国も主体的に関与しながら、鉄道事業者と沿線自治体の共創を促し、単なる現状維持ではなく、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を促進していくため、関係者の合意形成に向けた支援を行う。

地域公共交通再構築調査事業

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた鉄道事業者、沿線自治体等の関係者が参画する協議の場において、廃止ありき、存続ありきといった前提を置かず、ファクトとデータに基づく議論を重ね、必要な場合には対策案の実効性を検証するため実証事業を実施し、効果的な方針を決定するという合意形成のプロセスを支援。

【補助対象事業者】 協議会又は自治体

【補助率】 1 / 2 (一部直轄調査を含む)

【支援対象】

○ **協議会の運営**

- ・ 協議会の開催に係る費用

○ **線区評価のための調査事業の支援**

- ・ パーソントリップ調査の活用
- ・ ビックデータ分析
- ・ クロスセクター分析 等

○ **実証事業の支援**

- ・ 対策案の実効性を検証するための、期間を限定して行う以下の取組

鉄道輸送の高度化に向けた検証

(事業例)

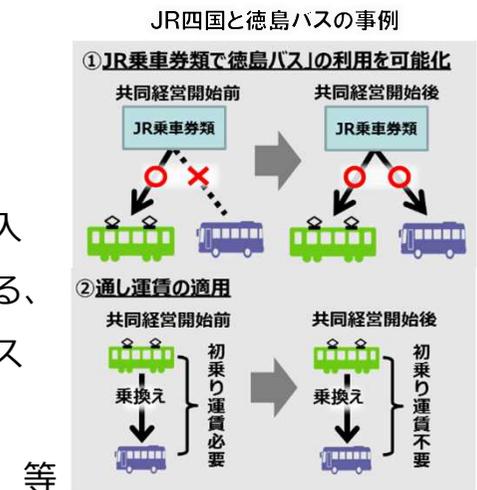
- ・ 増便、接続改善、ダイヤ変更
- ・ 現行の技術・安全規制の検証
- ・ サイクルトレインの実施
- ・ 駅、駅前広場等の新たな利活用
- ・ 季節運賃・旅行者向け運賃の導入
- ・ 観光列車等の借り入れ、持ち込み
- ・ チケットレスシステムの導入 等



バスとの共同運行やバス転換の検証

(事業例)

- ・ 並行路線バスとの共同運行
- ・ 鉄道とバスの乗り換え時における共通・通し運賃の導入
- ・ 一部又は全部の区間における、バス等の新たな輸送サービスの導入



旅客運送事業者の人材確保支援

支援の目的

- 現在、地域の足のニーズを満たすための人材に加えて、外国人旅行者の移動ニーズに対応する人材が必要とされている状況。
- 事業者の経営基盤を安定させ、移動手段を提供する体制を整えるために、ドライバーの採用を緊急的に行う必要がある。

支援内容

旅客運送事業者等が人材確保のために行う以下の取組について支援

- ・バス事業者、タクシー事業者等が行う人材確保セミナー、PR資料の作成等の広報業務
- ・バス事業者、タクシー事業者等が行う二種免許取得費用の負担

<補助対象事業者>

バス事業者、タクシー事業者 等

<補助率>

1 / 2

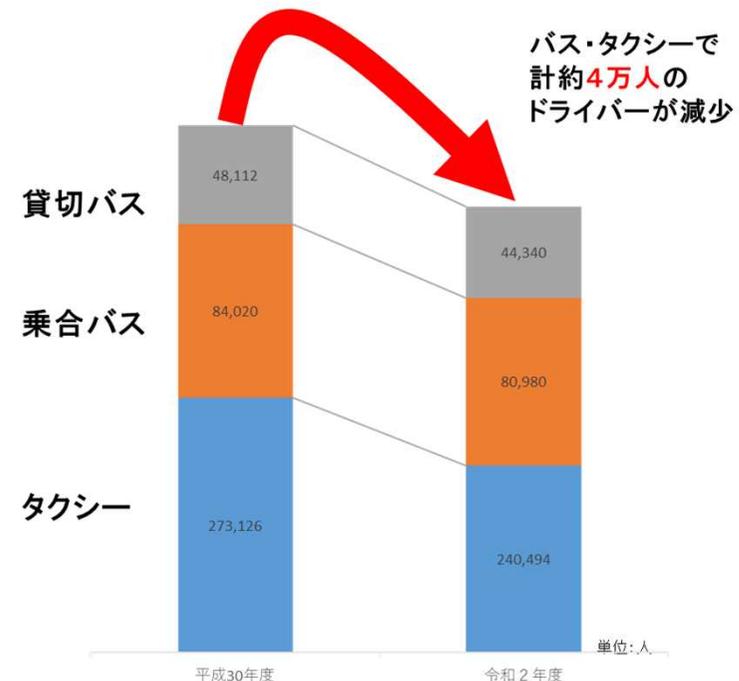
<補助対象経費>

- ・人材確保セミナーの開催経費
- ・PR資料の作成等の広報業務に関する経費
- ・二種免許取得に関する経費 等

【参考】

二種免許取得にかかる教習費用（一人あたり）

- ・バス 約50万円（大型二種）
- ・タクシー 約30万円（普通二種）



DX・GXによる公共交通の基盤強化

- 地域公共交通のリ・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するため、**交通DX**・**交通GX**により交通分野における利便性向上や経営力強化を図ることで、持続可能な公共交通の実現を目指す。

【支援内容（補助率）】

交通DX

新たな決済手段の導入（1/3、1/2）

- ICカードやQRコード・タッチ決済、顔認証等のキャッシュレス決済

- キャッシュレスによるシームレスな移動の実現により、決済データ蓄積によるサービスの高度化を可能にするとともに、交通分野における人手不足などの課題解決を図る。

【重点化】

サービス相互の連携やデータ活用の推進のため、**データ連携に適したキャッシュレス決済**（クラウド型キャッシュレス決済システムを想定）の導入に対する**補助率は1/2**とし、重点的に支援。



QR読取機能付き改札機



クレカタッチ決済

その他、交通DXの取り組み（1/2）

- 運行管理システム、乗務日報自動作成システム、配車アプリの導入等

- GTFSによるバス情報標準化、混雑情報提供システムの導入

- 地域内・広域でのデータ連携を実現するため、デジタル化が進んでいない中小事業者等の底上げとして、DXによる経営やサービスの効率化、高度化を図る。



配車アプリの導入



バス情報標準化



列車位置情報提供サービス

交通GX

GX車両等の導入（1/3）

- EVバス・EVタクシー等の導入

- EV車両用充電施設の設置等

- 営業用車両の電動化等を進め、低炭素化を図る。



EVバス



EVバス充電設備

既存の地域公共交通支援に対する追加的な支援 等

- 地域交通は、地域住民のくらしや企業活動を支える不可欠なインフラ。燃油を含む物価高騰及び円安等の影響により地域交通を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しており、**地域公共交通確保維持改善事業におけるバリアフリー対策・安全対策、運行維持等の追加的な支援**を講じることにより、生活の基盤となる持続可能な地域交通を確保する。

既存の地域公共交通支援に対する追加的な支援等

アフターコロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続に向けて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画等の作成を推進するとともに、**事業継続や新技術の導入を支援する。**【デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年12月23日閣議決定）】

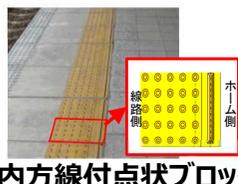
1. 新たなバリアフリーの取組等の公共交通機関におけるバリアフリー設備整備の加速化

（支援内容）

- ・ 障害者用ICカード、マイナ連携を含む障害者用乗車船券のオンライン予約・決済の導入等、新たなバリアフリーの取組支援
- ・ 公共交通機関における誘導ブロック、福祉タクシー導入等



福祉タクシー



内方線付点状ブロック



障害者用ICカード導入

2. 地域内フィーダー系統、離島航路、離島航空路の欠損額増大に対する支援

（支援内容）

- ・ フィーダー、離島航路、離島航空路補助における収入減や燃料高騰等による欠損額増大に対する支援措置を講じる。

地域鉄道における安全性向上に資する設備整備支援

（支援内容）

- ・ 安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性向上に資する施設整備（車両設備の更新・改良、レール、枕木等の修繕）を追加的に支援する措置を講じる。



車両の更新



線路設備の修繕

地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域公共交通確保維持事業

(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援

○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○エリア一括協定運行

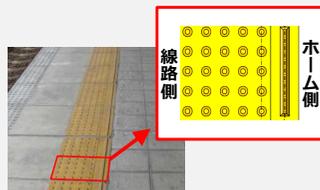
- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行(**エリア一括協定運行**)する場合には
おける長期安定的な支援



地域公共交通バリア解消促進等事業

(快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域の鉄道の安全性向上に資する設備の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築**を促すため、**協議会の開催、調査事業、実証事業**等を支援
(地域公共交通再構築調査事業)

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

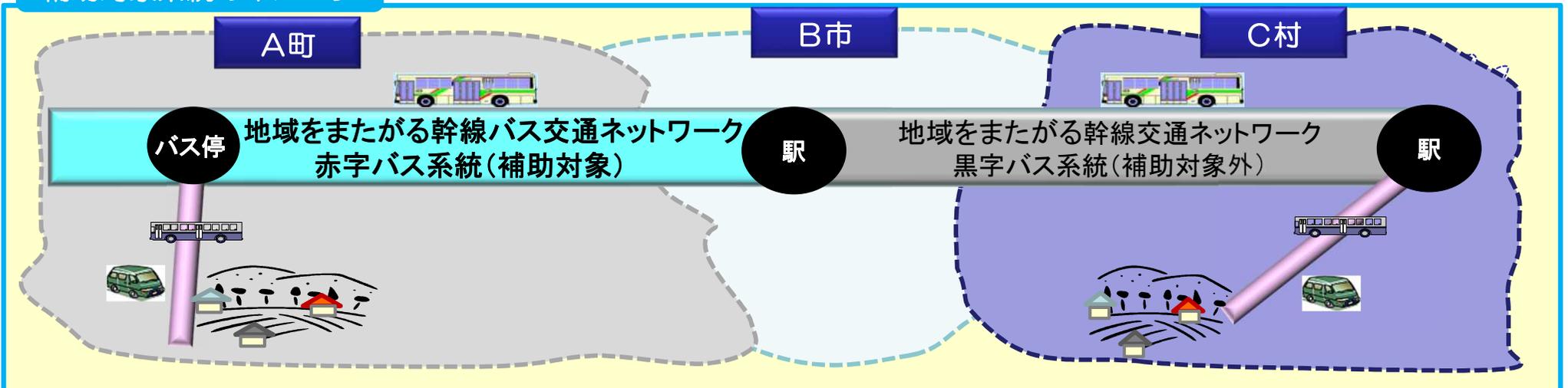


<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)
－
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率
1/2
- 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること
(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※ 復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、震災前に輸送量要件を満たし、直近の年度に輸送量要件を満たさない系統については輸送量要件を緩和(一定期間)
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダーシステム補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

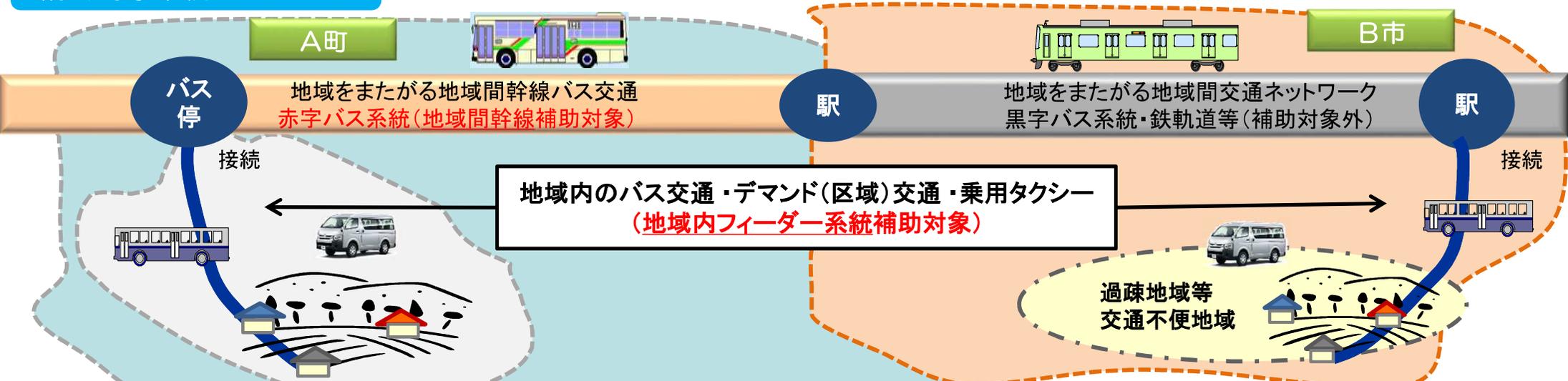
補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象システムのイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
 又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
 フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者も対象

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度までは協議会を構成する市町村も対象

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
 当該購入に係る金融費用の合計額
 (地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送
 サービス継続計画に位置付けられた系統につい
 ては、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

- ※補助対象経費の限度額
- ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
 - ④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

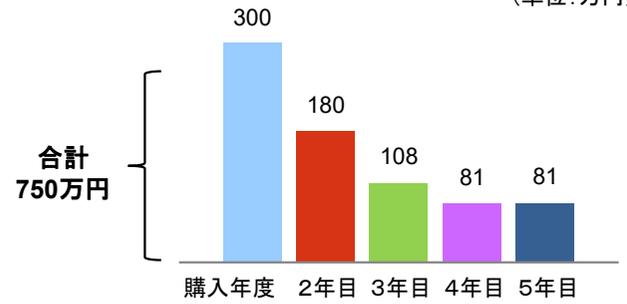
- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
- ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合>

(単位:万円)

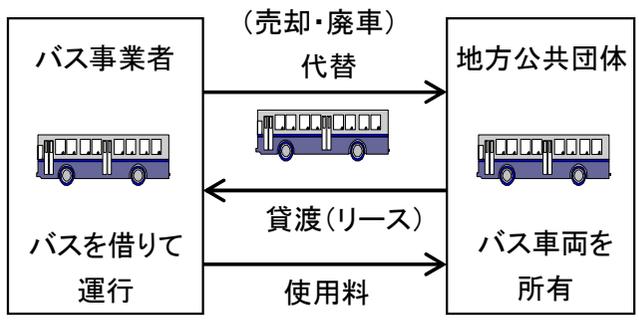


車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
 1年目 375万円
 2年目 375万円

地域公共交通調査等事業(地域公共交通計画等の策定等への支援)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携)

②モード間連携や
多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

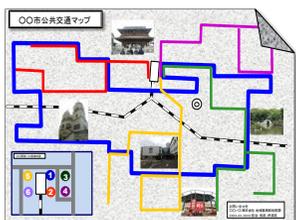
⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、
公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率: 1/2
- 補助対象期間: 5年間

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成



企画切符の発行



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想(※)の策定に要する経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業(教育啓発特定事業)を創設予定。公共交通特定事業(ハード整備)と併せて教育啓発特定事業(ソフト対策)を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業)

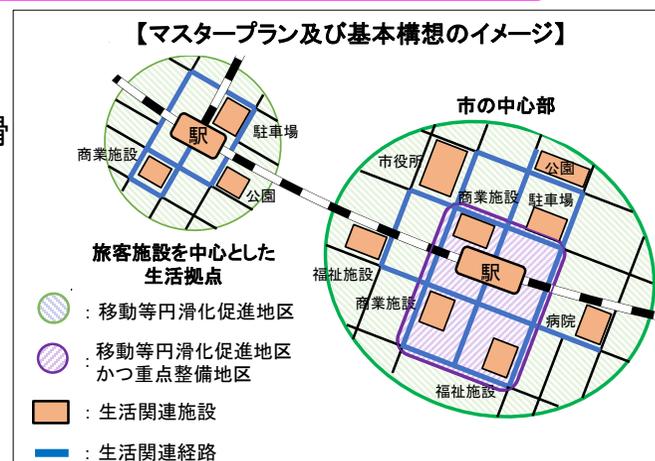
○補助対象者:市町村(ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員)

○補助対象経費:地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想(※)の策定に必要な経費

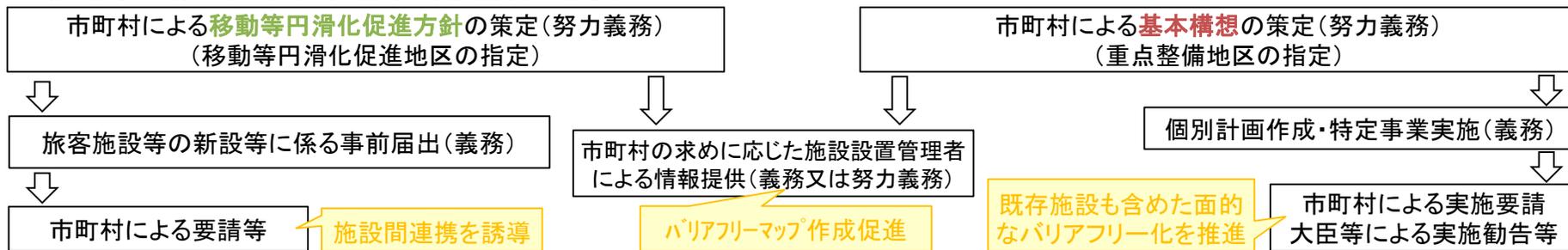
- ・協議会開催等の事務費
- ・地域データの収集・分析の費用
- ・住民・利用者アンケートの実施費用
- ・専門家の招聘費用
- ・短期間の実証調査のための費用等

※基本構想については、公共交通特定事業(ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等)に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業(公共交通の利用疑似体験等)を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率:1/2(上限500万円)



《移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要》



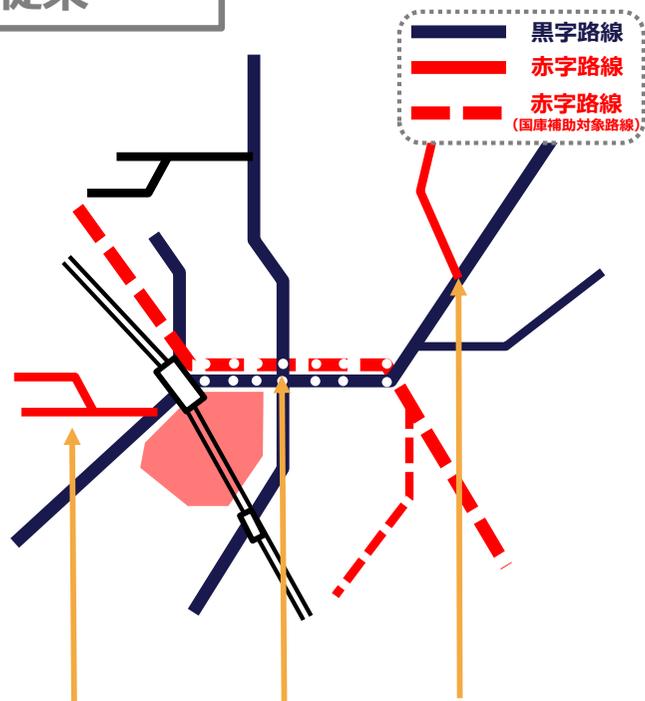
《参考資料》

- 『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- 『交付要綱・実施要領』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

エリア一括協定運行事業

- 自治体と交通事業者は、**複数年・エリア単位**で、黒字路線・赤字路線を一括運行する協定を締結。
- 自治体は一括運行の委託費用として交通サービス購入費を負担。
国は交通サービス購入費の一部を、複数年（最長5年）定額で支援（複数年の**支援総額を初年度に明示**）
- 協定期間中に経営改善により生じた**収益は交通事業者**に原則として帰属。

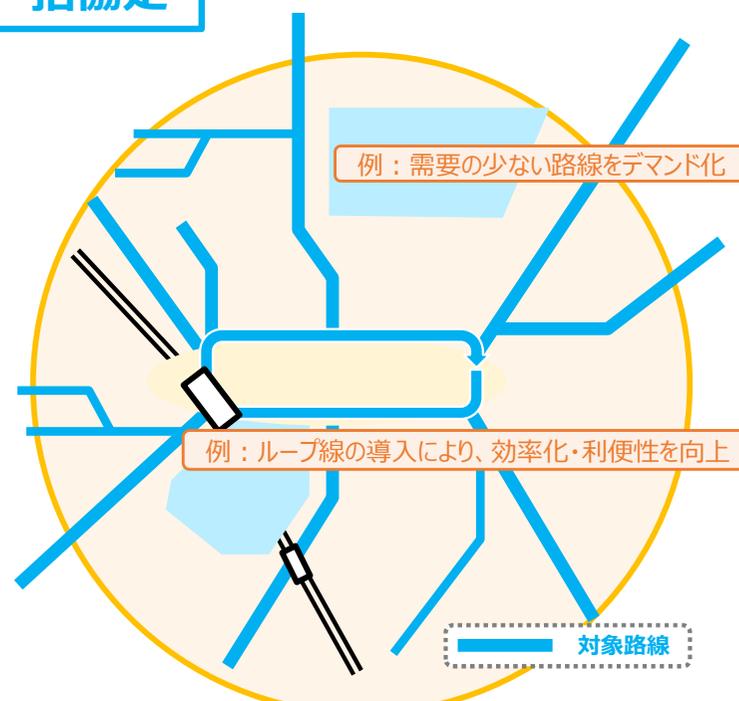
従来



自治体は公的支援路線（赤字路線）のみ
路線ごとに関与（欠損補填）

＜国の補助＞ 一定の要件を満たす路線について、
生じた欠損額に応じて補助

エリア一括協定



黒字・赤字路線に関わらず
エリア内の対象路線の交通サービスレベルについて、
自治体と事業者で協定を締結

＜国の補助＞ **複数年（最大5年間）定額※を補助**
※前々年度の国補助額に固定。事業が改善
(欠損額が縮小) した場合も、国補助額を維持。

<参考資料> 松本地域公共交通利便増進実施計画

- 公共交通を、① **エリア一括協定運行**する路線（公設民営）、②自治体が運行する路線（公設公営）、③官民連携路線、④地域の運行路線（自治体補助）に分類して、路線を再編・再整備。各路線ごとに必要な交通サービスレベルを規定。
- 重複路線の統合等による運行の効率化、アクセス時間の短縮、交通空白地の解消による、利便増進を図る。

利便増進実施計画

計画主体

松本市・山形村・朝日村

計画期間

5年間（令和5年10月～令和10年9月）

≪路線バス等の再編≫

○目的地まで長大な路線

➢ 利用の少ない区間の廃止、路線の分割・統合等により、駅等へのアクセス時間を短縮化

○重複する路線

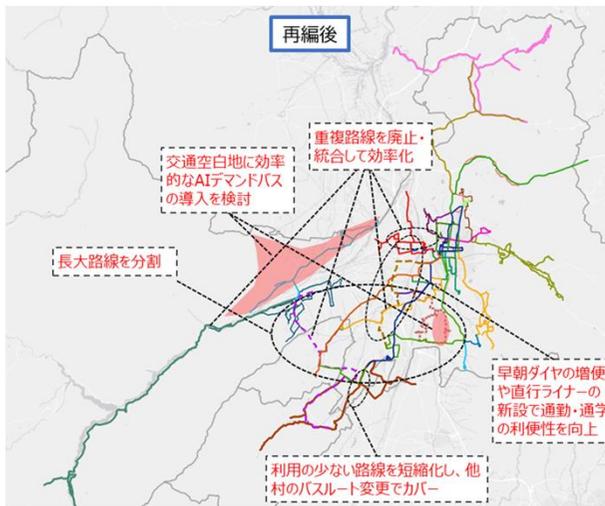
➢ 廃止・統合により効率的に運行

○利用者ニーズへの対応①（路線新設）

➢ 通勤時間帯の直通ライナーや、高校通学に配慮した路線、交通空白地帯に対応した路線を新設

○利用者ニーズへの対応②（ダイヤ見直し）

➢ 利用者の少ない時間帯や路線の一部を減便し、利用者が多い朝夕の通勤・通学時間帯を増便



エリア一括協定運行補助金

76.5百万円【15.3百万円×5年間】（見込）

エリア一括協定

締結主体

松本市・アルピコ交通(株)

協定期間

5年間（令和5年10月～令和10年9月）

協定の概要

- 交通サービス購入費として、協定期間内の負担金上限額、負担金算定方法を規定
- 運行業務を委託することとして、委託内容・運行内容（運行系統、運行回数等）を規定 等

路線名	再編レベル			運行内容	運行回数
	路線新設	路線変更	運行内容		
①公設民営(エリア一括協定)により運行する路線					
1 信大横田循環線			●	●	
2 横田信大循環線			●	●	
3 浅間線			●	●	
4 新浅間線			●	●	
5 北市内線			●	●	
6 美ヶ原温泉線			●	●	
7 並柳岡地線		●	●	●	
8 寿台線			●	●	
9 松原線			●	●	
10 内田線			●	●	
11 山形線			●	●	
山形線(管部団地止)			●	●	
12 四賀線			●	●	
四賀線(保福寺下町～化石館)			●	●	
13 空港今井線(旧空港・朝日線)		●	●	●	
14 大久保工業団地線			●	●	
15 岡田線			●	●	
16 豊敷温泉線			●	●	
17 松本市内線(旧西部地域コミュニティバスA線/タワシエーカー西コース)			●	●	
18 南松本・山形線(旧西部地域コミュニティバスB線・E線)			●	●	
19 梓川・波田線(旧西部地域コミュニティバスC線)			●	●	
20 村井・山形線(旧西部地域コミュニティバスD線)			●	●	
21 朝日・波田線(一部区間は旧西部地域コミュニティバスD線)	●				
22 南松本・平田線(一部区間は旧西部地域コミュニティバスE線)	●				
23 平田・村井線	●				
24 アルプス公園線			●	●	
25 タワシエーカー北コース			●	●	
26 タワシエーカー東コース			●	●	
27 タワシエーカー南コース			●	●	
28 南部循環線			●	●	
29 合庁ライナー	●				
30 緑林ライナー			●	●	
②自治体が運行する エリア一括対象路線					
31 四賀循環線(旧市営バス四賀線)			●	●	
四賀循環線(旧市営バス四賀線) デマンドバス			●	●	
32 奈川・安曇線(旧市営バス奈川線、一部区間は橋本線)			●	●	
買い物バス			●	●	現状維持
山形村福祉バス			●	●	現状維持
③行政・地域の要望を踏まえて民間が運行する官民連携路線					
33 朝日広丘線バス(旧朝日村営バス広丘線)			●	●	
34 朝日村デマンドタクシーくるりん号			●	●	現状維持
④地域が運行し、自治体が補助を行う地域バス路線					
ほしみ線			●	●	現状維持
入山辺線			●	●	現状維持
中山線			●	●	現状維持
波田循環バス			●	●	現状維持
浅間・大村線			●	●	現状維持
島内川車庫合タクシー			●	●	現状維持

基幹事業

- 道路
 - 港湾
 - 河川
 - 砂防
 - 下水道
 - 海岸
 - 都市公園
 - 市街地整備
 - 住宅
 - 住環境整備
- 等
- 令和5年度からの拡充
- 「**地域公共交通再構築**」を追加
 - 「市街地整備」の「**都市・地域交通戦略推進事業**」を拡充

効果促進事業

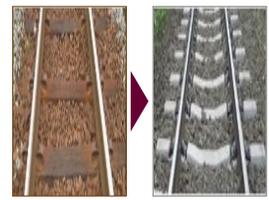
- 基幹事業の効果を高めるために必要な事業
- 全体事業費の2割目途**

地域公共交通再構築事業の概要

交付金事業者等 : 地方公共団体、補助対象経費の1/2

対象事業 : 地域公共交通活性化再生法による計画認定を受けて行う鉄道施設・バス施設の整備
※まちづくりとの相互連携等が要件

地方財政措置 : 鉄道施設 : 地方負担分について、地方債充当率100%、うち45%について交付税措置
バス施設 : 地方負担分について、特別交付税措置80%



軌道の強化
(高速化)



駅舎の
新改築・移設



既存施設の
撤去



GX/DX
鉄道車両



停留所
乗換所



営業所
車庫



充電施設
蓄電池



GX/DX
バス車両

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金

地方公共団体が、**立地適正化計画をはじめとするまちづくり計画等**において**公共交通の利活用を位置づけた**場合で、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備が、**地域公共交通計画に基づく特定事業**として実施される際の地域の取組を支援

【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金の対象事業は、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者が実施するものも含まれる

【**補助率**】 1/2

【**交付対象事業**】

地域公共交通特定事業※の実実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

- ・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備 等）の整備
- ・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限



停留所の設置



EVバス充電施設の設置



駅の新設・移設・改築

【**地方財政措置**】

- ・**鉄道施設**：地方負担分について、地方債充当率100%、うち45%について交付税措置
- ・**バス施設**：地方負担分について、特別交付税措置80%

- 持続可能な多極連携型のまちづくりの実現には、都心拠点や地域生活拠点の充実に加え、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保が必要。
- 公共交通の活性化にあたっては、土地利用や拠点形成を含めたまちづくりとの連携が不可欠であるため、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸となって、持続可能な交通軸の形成に係る取組を推進。

都市・地域交通戦略推進事業 - 都市の骨格となる公共交通に対する支援の強化

円滑な交通の確保及び魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、公共交通、自動車、自転車、徒歩など多様なモードの連携が図られた都市の交通システムを総合的に支援

【補助対象者※】 地方公共団体、法定協議会等 ※ 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【補助率】 1 / 3 (ただし、立地適正化計画に位置付けられた事業等は1 / 2にかさ上げ)

【拡充事項】立地適正化計画に位置づけられた、都市の骨格となる、鉄道・LRT・BRT等の公共交通に対する支援の強化

【既存制度】

多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ都市インフラの整備について支援



【制度拡充内容】

まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を立地適正化計画等に即地的・具体的に位置づけた場合に、

- 当該公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の走行空間（レール・架線等）の整備を支援対象に追加
- 持続可能性・利便性・効率性の高いネットワークへの再構築を図る観点から、立地適正化計画等に位置付けられた公共交通軸の形成に必要な交通施設整備について、交通事業者が主体となる場合にも補助率をかさ上げ（1 / 3 ⇒ 1 / 2）

※インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援



都市の骨格を支える交通インフラの整備（支援イメージ）

令和6年度予算：6億円

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両など先進的な車両導入等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

(対象事業) 地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な先進車両の導入の支援に関する事業

※ 先進車両の考え方については、地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様

(補助率) 1/2

(補助対象事業者) 地方公共団体

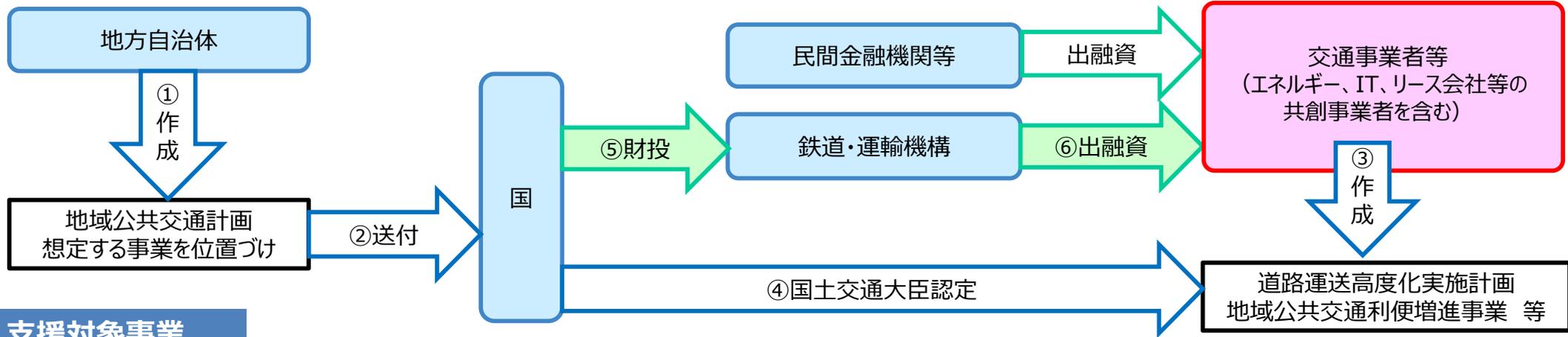
※ 交付金の対象事業は、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者が実施するものも含まれる

(他の要件) 補助対象事業の要件については、地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様の考え方

交通事業者の持続可能性を高めるためのDX・GX投資に対する金融支援

- 交通事業者は、従来からの厳しい経営環境に加え、**コロナ禍による需要減、燃料費の高騰・不安定化等**によって危機に瀕しており、加えて、**カーボンニュートラル（CN）への対応等**の厳しい課題に直面している。
- こうした状況を打開するためには、**DXやGXを通じたサービスの効率化・高度化による利便性の向上と、事業者の生産性の向上による経営力の強化**が不可欠であるが、それらの投資は**長期、多額、大規模**にもなり得、民間金融のみでは資金を賄うことが困難。
- このため、**財政投融資を活用**し、投資の促進を図る（（独）鉄道・運輸機構を通じた金融支援の実施）。

地域交通法に基づく財投支援スキーム



支援対象事業

バス・タクシー・鉄道等に係る交通DX・交通GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業（出資・融資により支援）

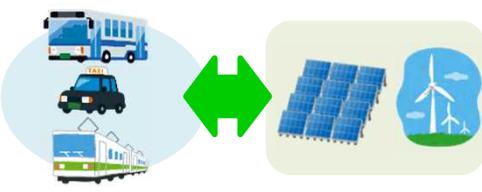
交通DXの支援対象（例）

効率的なルート決定が可能となる**AIオンデマンド交通**の導入や、**路線バスや鉄道への非接触型クレジットカード決済手法・QRコード決済手法**の大規模導入と定期券購入のオンライン化



交通GXの支援対象（例）

EV車両の大規模導入と、その運用を可能にするための運行管理システムに充電管理を一体的に実施する機能を加えた**エネルギーマネジメントシステム**の構築



地域における受入環境整備促進事業 補助対象メニュー

○ 訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。

交通サービスインバウンド対応支援事業

補助率
3分の1 等

事業主体
公共交通事業者等

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等



・案内放送の多言語化



・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備



・多言語バスロケーションシステムの設置



・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備



トイレの洋式化等



・洋式トイレ、多機能トイレの整備

キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入



・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化



・企画乗車船券の発行



・レンタカーのキャッシュレス対応

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



・非常用電源装置、携帯電話充電設備等



旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・段差解消(エレベーター)



・LRTシステムの整備



・インバウンド対応型バス・タクシーの導入



・鉄道車両の荷物置き場の設置



・ジャンボタクシーの導入



・スロープ型タラップの整備



・船内座席の個室寝台化

移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車



・魅力ある観光バス



・サイクルトレイン、サイクルシップ



レンタカーの外国人ドライバー支援



・ドライブ支援アプリによる離脱提供



・専用ステッカーの普及

バス・タクシードライバーへの外国語接客研修



公共交通利用環境の革新等

- 地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～④をセットで整備（3点以上）

①多言語対応(事故・災害時等を含む)

- 多言語表記等
- スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化
- タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備
- 多言語バスロケーションシステムの設置

②無料Wi-Fiサービス

- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備

③トイレの洋式化

- 洋式トイレ、バリアフリートイレの整備

④キャッシュレス決済対応

- 全国共通ICカードの導入
- QRコードやクレジットカード対応企業乗車券のICカード化
- レンタカーのキャッシュレス対応

※通常は整備が想定されない場合（例：②無料Wi-Fiサービス（レンタカー等）、③トイレの洋式化（バス、タクシー、レンタカー等）等）については、適用除外とする。
 ※①、④については、少なくともいずれか1つ実施。

（あわせて⑤～⑧を支援可能）

⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保

- 非常用電源装置・携帯電話充電設備等

⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上

- （旅客施設の段差解消）
- （LRTシステムの整備）
- （インバウンド対応型タクシー）
- （インバウンド対応型バス）
- （荷物置き場の設置）
- 段差解消やスーツケース置き場の確保

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

- 観光列車
- 魅力ある観光バス
- サイクルトレイン

⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等

- オンデマンド交通（予約システム、住民ドライバー研修費）
- 超小型モビリティ・シェアサイクル等（サイクルポート等）
- 手荷物配送（予約システム）



事業スキーム

事業形態：直接補助事業、補助率：1/2（①～④のうちいずれかを実施済みの場合は、1/3）
 補助対象事業者：公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等
 事業期間：令和元年度～